

運送事業者人材確保支援事業 Q&A

1. 事業の概要・考え方

Q.事業実施の目的は何ですか。

A.運送業界では、トラックドライバーの時間外労働規制をはじめとする「物流の2024年問題」等により、今後、輸送能力が低下することが懸念されています。輸送量を確保するための人材を確保できていない事業者が多いため、大型免許等の資格取得に係る費用の一部を補助することで、人材確保の推進を図ることを目的としています。

Q.「2024年問題」とは何ですか。

A.2024年4月から、トラックドライバーの時間外労働960時間の上限規制と、2022年12月に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示※)が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べない」可能性が懸念されることを、いわゆる「物流の2024年問題」といいます。

※ トラックドライバーの拘束時間や休憩時間等の基準を定めたもの。

Q.トラック運送業界の現状と課題は何ですか。

A.恒常的に人材が不足している状況に加えて、トラックドライバーの時間外労働規制による労働時間の適正化により、輸送能力の低下が懸念されています。中小事業者の多くは、1人あたりの労働時間が減少しており、その減少分をまかなう人材を確保できていない状況にありますので、将来的に市内の物流が停滞する恐れがあります。

Q.輸送能力の減少は尼崎市産業等に対しどのような影響がありますか。

A.尼崎市の産業の特徴として製造業の割合が高く、そのサプライチェーンを維持するためには円滑な物流網が不可欠です。また、ECの伸長により個人宅への宅配も増加しています。輸送能力の減少はこのような市内の物流が停滞する恐れがあります。

Q.なぜ、運送業界に限った支援をするのですか。

A.トラック業界では、近年物価高騰の影響により利益が減少し続けており、コストの上昇分を価格へ転嫁できていない現状から、トラック事業者の経営は厳

しい状況に置かれています。また、恒常的に人材不足であり、労働時間規制等も輸送能力を低減させる原因になっています。尼崎市では、産業や市民生活を守るために、トラックによる輸送能力を維持する必要があると考えており、そのために一人でも多く人材の確保につながるよう支援します。

2 事業内容

Q.どのような事業者が対象になりますか。

A.尼崎市内に登記上の本店所在地を有し、中小企業基本法に規定する中小企業や個人事業主（資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人）や、中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合などの中小企業団体を対象としており、貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業※を営んでいる者が対象になります。

また、トラック協会の非会員も申請可能です。

※ トラックを使用して荷主の荷物を運送する事業で、荷主から運送依頼を受け、運賃を受け取って運送する事業のことで、一般的な運送業はこれにあたる。

Q.どのような免許が対象になりますか。

- A. ①けん引免許→ 牽引されるための装置を持つ車両総重量 750kg 超の他の車を牽引するときに必要な免許
- ②8 t 限定解除→ 旧普通免許（平成 19 年 6 月 1 日以前に取得）を所持している方が中型自動車の運転を可能とするもの。
- ③5 t 限定解除→ 平成 29 年 3 月 11 日以前に普通免許を取得した方が準中型自動車の運転を可能とするもの。

車両総重量	3.5 t 未満	7.5 t 未満	11 t 未満	11 t 以上
自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
免許の種類	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
最大積載量	20 t 未満	4.5t未満	6.5 t 未満	6.5 t 以上
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許取得後2年以上経過	21歳以上 普通免許取得後3年以上経過

Q.申請するにあたり、必要になる添付書類は何ですか。

A.下記の書類をすべて提出していただく必要があります。

- ・ 身分証の写し（運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード等）
- ・ 免許取得に要した経費がわかる書類の写し（領収書、請求明細書等）
- ・ 他の補助制度の申請状況がわかる書類の写し（支給決定通知書等）
- ・ 振込先がわかるものの写し（預金通帳等）
- ・ 法人（登記事項証明書の写し）・個人事業主（開業届出書の写し）
- ・ 税務証明（納税証明書等）

Q.本支援事業の補助額はいくらですか。

A.大型自動車免許等の免許取得費用の 3 分の 2 以内を補助します。

（消費税除く）

また、事業者の申請上限は 30 万円です。

Q.どのような経費が補助対象になりますか。

A.自動車学校への入学金や教習料、仮免許取得に要する費用が対象になります。

自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場で要する費用、再検定料など個人の責任により発生した費用などは対象外です。

Q.実施期間はいつまでですか。

A.令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 7 日までを予定していますが、予算が上限に達し次第終了します。

Q.4 月 1 日まで遡るのはなぜですか。

A.協会の補助事業をすでに活用している事業者もありますので、そのような事業者との公平性を損なわないために 4 月 1 日まで遡及して補助します。

Q.どのような事業フローですか。

A.兵庫県トラック協会東部支部で受け付けた申請（令和 6 年 4 月 1 日～）を支部から担当課へ情報提供を行います。担当課は受理した情報を精査し、要件を満たしている場合、申請者に対して補助金を支給します。

（協会からの補助は協会の予算の範囲内で実施します）

Q.トラック協会の補助内容はどのようなものですか。

A.① 大型免許、中型免許、準中型免許 各 10 万円を上限

② けん引免許 5 万円を上限

③ 限定解除（８t 限定中型免許、５t 限定中型免許）各２万５千円を上限

Q.トラック協会への加入率はどれくらいでしょうか。

A.兵庫県トラック協会には、県全体で 2,109 社が加入しており、そのうち尼崎市
内事業者は約 160 社です。

Q.協会に入会していない事業所の取扱いについて教えてください。

A.協会に入会していない事業所についても、トラック協会にて書類を受理します。

Q.資格取得後に離職した場合の取扱いについて教えてください。

A.この補助金は、従業員に免許を取得させた事業者に対して交付するものであり、
事業を継続していくための人材確保の一つとして活用していただくものにな
ります。

そのため、申請時点において事業を廃止する明確な意思がない限り、補助を
交付し、結果的に補助対象となった従業員が離職しても返還は求めません。

3 他業界・他都市の動向

Q.バス業界の現状を教えてください。

A.市内バスの運賃については令和 6 年 10 月に値上げが予定されています。売
上の上昇分を従業員の処遇改善に活用できると考えており、従業員の免許
取得や採用活動などに対しても資金を配分する余地がありますので、トラ
ック業界よりも柔軟な経営状況にあると考えています。

Q.タクシー業界の現状を教えてください。

A.タクシードライバーも高齢化等による人手不足が課題ではありますが、業界
としては配車予約アプリなどを活用した業務改善が図られています。また、
ライドシェアの導入によりドライバーの確保に向けた取組が推進されてい
ます。（帝国データバンク令和 5 年 11 月 2 日）